明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・経済産業六）　一
〔省　令〕
○輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令（経済産業六六）　三
〔告　示〕
○輸出貿易管理規則第一条の二第一項に規定する入出力装置に係る基準を定める件の一部を改正する件（経済産業三四三）　六
○輸入貿易管理規則第二条第四項に規定する入出力装置に係る基準を定める件の一部を改正する件（同三四四）
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第一条の二第一項に規定する入出力装置に係る基準を定める件の一部を改正する件（同三四五）
○輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項の一部を改正する件（同三四六）
○輸入貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項の一部を改正する件（同三四七）
○環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件（環境八一）
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　一七
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、司法書士名簿登録等、住宅型式性能認定関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

府令・省令

○内閣府・経済産業省令第六号

信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十四条第二項の規定に基づき、信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人
経済産業大臣　直嶋　正行

信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令

信用保証協会法施行規則（昭和二十八年大蔵省通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第11.(7)ロ(イ)を次のように改める。

(イ)　金融機関別保証承諾

（単位　百万円）

区分	件数	金額
都市銀行		
地方銀行		
第二地方銀行協会加盟行		
信託銀行		
長期信用銀行		
信用金庫		
信用協同組合		
商工組合中央金庫		
×　×　×		
計		

（記載上の注意）　信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。

別紙様式第13.を次のように改める。

3.　貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位　円）

借方			貸方		
科目	金額		科目	金額	
現金			基本財産		
小切手			基金		
預け金			準備金		
当座預金			制度改革促進基金		
普通預金			収支差額変動準備金		
通知預金			責任準備金		
定期預金			求償権償却準備金		
郵便貯金			退職給与引当金		
			損失補償金		